

大台町観光協会所有写真素材取扱要綱

平成29年7月19日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大台町観光協会が所有する写真素材（以下「写真素材」という。）の使用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「大台町観光協会所有写真素材」とは、大台町観光協会が所有する大台町の自然、景観、祭り、風物詩、特産品、郷土料理などの写真・映像素材をいう。

(使用許可の申請)

第3条 写真素材を使用しようとする者は、大台町観光写真使用申請書（様式第1号）を大台町観光協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請の内容について確認の必要があると認めるときは、関係書類等の提出を求めることができる。

(使用の許可)

第4条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、大台町観光協会所有写真素材使用許可（不許可）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、大台町の観光振興に効果があると認められるものについて、写真素材の使用を許可するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 大台町又は写真に含まれる人物、物品、建築物、場所等の信用や品位を傷つけ又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政治、思想又は宗教の活動のみを意図して使用し又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を目的として使用し又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) テレホンカードや絵葉書など写真そのものが商品となり販売につながるものであると認められるとき。
- (6) その他会長が使用について不適當であると認めたとき。

3 会長は、第1項の規定により使用の許可をする場合において、条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 前条第1項の規定により、写真素材の使用の許可を受けた者（以下「使用者」と

いう。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 善意をもって著作権保護に努め、データの管理を行うこと。
- (3) 写真素材の二次加工をしないこと。ただし、観光宣伝物、出版物及び販売促進の資料における使用のため、被写体のイメージを損なわない範囲でのトリミング及び画像補正はこの限りではない。
- (4) 使用許可によって生ずる権利を他に譲渡し又は転貸しないこと。
- (5) 写真素材を使用するときは、その成果品に「写真提供 大台町観光協会」等、出所を明示すること。
- (6) 使用許可に係る成果品は、完成後速やかに会長に提出すること。ただし、提出が困難である場合は、その形状及び写真素材の使用状況の分かる写真の提出をもって代えることができる。
- (7) 本規定に定めていない事項又は疑義ある事項については、大台町観光協会と協議のうえ使用すること。

(使用許可の取り消し)

第6条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号に掲げる事項に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が使用について不相当と認めるとき。

2 第1項の規定により使用の許可を取り消された者は、その通知があった日以後、当該使用の許可に係る成果品を使用してはならない。

3 会長は、使用者が使用の許可を取り消されたことにより生じた損害については、賠償する責任を一切負わないものとする。

(苦情等の処理)

第7条 使用者は、写真素材の使用に係る成果品に関して苦情等があったときは、自己の責任において必要な措置を講じるとともに、会長にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、写真素材の使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。